

第 7 5 号議案

桶川市手数料条例の一部を改正する条例

桶川市手数料条例（平成 1 2 年桶川市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
項	手数料を徴収する事務	金額	項	手数料を徴収する事務	金額
略			略		
55	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	<p>ア 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明した書面(以下「低炭素建築物適合証」という。)について、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)から交付を受けたもので、ウ以外のもの</p> <p>次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 5,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分</p> <p>a <u>申請住戸数</u>(申請に係る1の建築物の<u>住戸のうち同時に申請された住戸</u>の数をいう。以下同じ。)が1戸のもの 5,000円</p> <p>b <u>申請住戸数</u>が1戸を超え5戸以内のもの 10,000円</p> <p>c <u>申請住戸数</u>が5戸を超え10</p>	55	低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	<p>ア 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明した書面(以下「低炭素建築物適合証」という。)について、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)から交付を受けたもので、ウ以外のもの</p> <p>次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 5,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分</p> <p>a <u>住戸数</u>(申請に係る1の建築物の<u>住戸</u>の数をいう。以下同じ。)が1戸のもの 5,000円</p> <p>b <u>住戸数</u>が1戸を超え5戸以内のもの 10,000円</p> <p>c <u>住戸数</u>が5戸を超え10戸以</p>

	<p>戸以内のもの 18,000円</p> <p>d <b>申請住戸数</b>が10戸を超え25戸以内のもの 31,000円</p> <p>e <b>申請住戸数</b>が25戸を超えるもの 52,000円</p> <p>(ウ) 住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く。)及び非住宅建築物</p> <p>a 床面積の<b>合計(建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号)Iの第2の2-3(2)口の算定方法により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。b及び第56項ア(ウ)において同じ。)</b>が300平方メートル以内のもの 10,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 19,000円</p>		<p>内のもの 18,000円</p> <p>d <b>住戸数</b>が10戸を超え25戸以内のもの 31,000円</p> <p>e <b>住戸数</b>が25戸を超えるもの 52,000円</p> <p>(ウ) 住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く。)及び非住宅建築物</p> <p>a 床面積の<b>合計</b>が300平方メートル以内のもの 10,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 19,000円</p>
	<p>イ 低炭素建築物適合証について、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、ウ以外のもの 次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 38,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分</p> <p>a <b>申請住戸数</b>が1戸のもの 38,000円</p> <p>b <b>申請住戸数</b>が1戸を超え5戸以内のもの 66,000円</p>		<p>イ 低炭素建築物適合証について、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、ウ以外のもの 次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 38,000円</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分</p> <p>a <b>住戸数</b>が1戸のもの 38,000円</p> <p>b <b>住戸数</b>が1戸を超え5戸以内のもの 66,000円</p>

		<p>c <b>申請住戸数</b>が5戸を超え10戸以内のもの 96,000円</p> <p>d <b>申請住戸数</b>が10戸を超え25戸以内のもの 140,000円</p> <p>e <b>申請住戸数</b>が25戸を超えるもの 203,000円</p> <p>(ウ) <b>共同住宅(建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準 I の第2の2-3(2)口の算定方法により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物を除く。第56項イ(ウ)において同じ。)</b>の共用部分 111,000円</p> <p>(エ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物で、(ウ)以外のもの</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 250,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 317,000円</p> <p>(オ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物で、モデル建物法により評価したもの</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 91,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 118,000円</p>			<p>c <b>住戸数</b>が5戸を超え10戸以内のもの 96,000円</p> <p>d <b>住戸数</b>が10戸を超え25戸以内のもの 140,000円</p> <p>e <b>住戸数</b>が25戸を超えるもの 203,000円</p> <p>(ウ) <b>共同住宅</b>の共用部分 111,000円</p> <p>(エ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物で、(ウ)以外のもの</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 250,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 317,000円</p> <p>(オ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物で、モデル建物法により評価したもの</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 91,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 118,000円</p>
		ウ 略			ウ 略
56	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	ア 低炭素建築物適合証について、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けたもので、ウ以外のもの	56	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	ア 低炭素建築物適合証について、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けたもので、ウ以外のもの

次に掲げる額を合算して得た額

- (7) 一戸建ての住宅  
2,500円
- (イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分
  - a 申請住戸数が1戸のもの  
2,500円
  - b 申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの  
5,000円
  - c 申請住戸数が5戸を超え10戸以内のもの  
9,000円
  - d 申請住戸数が10戸を超え25戸以内のもの  
15,500円
  - e 申請住戸数が25戸を超えるもの  
26,000円
- (ウ) 住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く。)及び非住宅建築物
  - a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの  
5,000円
  - b 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの  
9,500円

イ 低炭素建築物適合証について、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、ウ以外のもの

次に掲げる額を合算して得た額

- (7) 一戸建ての住宅  
19,000円
- (イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分
  - a 申請住戸数が1戸のもの  
19,000円
  - b 申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの  
33,000円

次に掲げる額を合算して得た額

- (7) 一戸建ての住宅  
2,500円
- (イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分
  - a 住戸数が1戸のもの  
2,500円
  - b 住戸数が1戸を超え5戸以内のもの  
5,000円
  - c 住戸数が5戸を超え10戸以内のもの  
9,000円
  - d 住戸数が10戸を超え25戸以内のもの  
15,500円
  - e 住戸数が25戸を超えるもの  
26,000円
- (ウ) 住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く。)及び非住宅建築物
  - a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの  
5,000円
  - b 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの  
9,500円

イ 低炭素建築物適合証について、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付を受けていないもので、ウ以外のもの

次に掲げる額を合算して得た額

- (7) 一戸建ての住宅  
19,000円
- (イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分
  - a 住戸数が1戸のもの  
19,000円
  - b 住戸数が1戸を超え5戸以内のもの  
33,000円

	<p>c <b>申請住戸数</b>が5戸を超え10戸以内のもの 48,000円</p> <p>d <b>申請住戸数</b>が10戸を超え25戸以内のもの 70,000円</p> <p>e <b>申請住戸数</b>が25戸を超えるもの 101,500円</p> <p>(ウ) 共同住宅の共用部分 55,500円</p> <p>(エ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物で、(オ)以外のもの</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 125,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 158,500円</p> <p>(オ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物で、モデル建物法により評価したもの</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 45,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 59,000円</p> <p>ウ 略</p>	<p>c <b>住戸数</b>が5戸を超え10戸以内のもの 48,000円</p> <p>d <b>住戸数</b>が10戸を超え25戸以内のもの 70,000円</p> <p>e <b>住戸数</b>が25戸を超えるもの 101,500円</p> <p>(ウ) 共同住宅の共用部分 55,500円</p> <p>(エ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物で、(オ)以外のもの</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 125,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 158,500円</p> <p>(オ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物で、モデル建物法により評価したもの</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 45,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 59,000円</p> <p>ウ 略</p>
--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年11月29日提出

桶川市長 小野克典

提 案 理 由

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。